

令和7年7月4日

お客さま各位



タブレット端末を使用した「電子サイン」運用のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当組合では、営業担当者が現金・通帳・証書等をお預かり、またはお届けする際に、「受取書」等の発行を行わず、タブレット端末の画面に直接サインをいただく「電子サイン」方式の運用を下記の通り開始いたします。

これにより、お客さまにおかれましては、当組合が発行していた「受取書」等を保管いただく必要がなくなります（但し、お取引内容により一部保管いただく場合もあります）。

今後とも、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 運用開始日

令和7年8月4日（月）より本店営業部にて運用を開始し、以後順次全店舗に展開します。

2. お客さまからの現金・通帳・証書等をお預かりする際の手続きについて

- (1) タブレット端末による「電子サイン」では、「いつ」「どこで」「誰と」「どのような取引をしたか」を明確にするため、お取引内容とお客さまのご署名を電子的に管理いたします。
- (2) タブレット画面にご署名（電子サイン）をいただく際には、お預かり内容に間違いがないことを画面上で必ずご確認ください。
- (3) 定期積金の掛込におきましては、証書への担当集金印の押印が授受となりますので「電子サイン」等の手続きはございません。回次と掛込月をご確認ください。
- (4) 電波障害等によりタブレット端末が利用できない場合は、紙の取次票を利用して物件をお預かりする場合がございます。

3. お客さまへの現金・通帳・証書等をお届けする際の手続きについて

「電子サイン」にてお預かりした場合は、お届けの際にお受け取りいただくものをご確認いただき、「電子サイン」によりお客さまの受け取りのご署名をいただきます。

当組合では、現金や通帳・証書等をお預かりする際に「電子サイン」へのご署名、「受取書」以外の「名刺やメモ」等によるお預かりは行っておりません。

ご不明点などございましたら、お取引店までご連絡ください。

以 上